

〈障害者〉とその行方：地方（じかた）記録による 実態研究の試み

高野，信治
九州大学

<https://doi.org/10.15017/2740992>

出版情報：障害史研究. 1, pp.35-50, 2020-03-25. Faculty of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

〈障害者〉とその行方

— 地方（じかた）記録による実態研究の試み —

A Study on the Actual Life of Disabled People:

An Attempt to Analyze the Actual Conditions on the basis of Regional Historical Materials

高野 信治

Nobuharu TAKANO. D. Literature

(九州大学)

(Kyushu University)

要 旨

本稿は障害者の実態析出は重要な課題と考える立場から、従来ほとんど見られない、地方（じかた）記録を対象にした実態解析を試みる。その際、長い時間軸のなか、同じ地域での定点観測が可能な記録を選択する。様々な地域記録類の複合的な分析は必要だろうが、当面、一地域での観察による問題群の析出を優先させる、そのような意図からである。

具体的には、和歌山藩田辺領の町役人たちによる記録により、障害者の葛藤や生活の実相を可能な限り検証し、整理した。

ABSTRACT

This paper clarifies the situation of disabled people in early modern Japan. At that time, we analyze the regional historical materials. These are records created by town officials. This method has not been tried before. However, in order to know the actual situation of persons with disabilities, this is a very effective method. First, in this paper, we read the conflicts of persons with disabilities at home from historical sources. Second, we analyze the actual life of disabled people who have left home. The analysis target is the Tanabe area of the Wakayama Domain.

はじめに

日本の近世期・江戸時代、役の担い手として政治社会⁽¹⁾に位置づけられる人々⁽²⁾は、領主支配ないし地域社会・職能集団などにおける様々な史料のなかに、記載者ないし被記載者として立ち現れる。しかし、何らかの理由で政治社会のなかでの役割を担わないないし担えない可能性が高い〈障害者〉⁽³⁾たちは、社会的役割を担う立場にあった視覚障害者⁽⁴⁾などを除けば、近世史料に登場するのは稀である。

もともと、宗教的（とりわけ仏教）な罪障の報いとして、重篤な病や「不具」「片輪」などと称されるいわゆる障害を身にうける観念がみられた近世では、仏教説話、思想書あるいは様々な見聞記録類などを中心に〈障害〉記述がみえ当該期の〈障害〉認識・観念がうかがえる⁽⁵⁾。また〈障害〉に該当する言葉が当時の辞書類にも収載される⁽⁶⁾。つまり、現代でいう障害概念との異同を前提とすべきだが、それに繋がる可能性がある認識（〈障害〉認識）は存在していたとみてよいだろう。ただし、説話類、見聞記録類などの内容は虚実混淆で、〈障害〉をめぐる様々な

認識・習俗などの検証は可能であっても、〈障害〉を持つ人々の実状の検証には不十分だろう。

とはいえ、〈障害者〉の実態析出は重要な課題と考える。それを企図した近世史料集や研究⁽⁷⁾もある。しかし、未だ散発的で、その積み重ねが必要だろう。本稿では、従来ほとんど見られない、地方(じかた)記録を対象にした〈障害者〉の実態解析を試みる⁽⁸⁾。その際、長い時間軸のなか、同じ地域での定点観測が可能な記録を選択する。様々な地域記録類の複合的な分析は必要だろうが、当面、一地域での観察による問題群の析出を優先させる、そのような意図からである⁽⁹⁾。

一、対象史料と〈障害者〉記事

対象は、和歌山藩紀州田辺領⁽¹⁰⁾の三種の記録類である。一つは田辺領における田辺組の大庄屋と田辺町の大庄屋を兼務した田所家による文明3年(1471)から天保10年(1819)までの古記録・『田辺万代記』(以下、『万代記』)⁽¹¹⁾、二つは年代的にそれに続く性格を持ち幕末から明治2年(1869)までの詳細な維新期記録ともいえる『田辺御用留帳』(以下、『御用留』)⁽¹²⁾、三つは田辺の町会所記録で天正20年(1592)から慶応2年(1866)に至り連続した『田辺町大帳』(以下、『大帳』)⁽¹³⁾である。田辺組の大庄屋記録である前二者と田辺町方記録である「大帳」には、内容的に重複する部分もあるが、これらを総合し、近世における田辺領・田辺町という地方都市の政治・経済・社会、とりわけ民情の実情を示す史料群として分析対象とされてきた⁽¹⁴⁾。これらの地方記録類は、〈障害者〉をめぐる観点からは必ずしも分析されていないが、注意すればその実情をうかがわせる記述が、見いだせる。

しかし、必ずしも豊富ではない。それには理由がある。近世における多くの〈障害者〉の実態は、家族・親族のもとにあった。いわば血縁者を離れた外の世界との接触が少ない、それゆえに〈障害者〉をめぐる記述した史料が希少なのであろう。しかし、近世の中後期になると、記述がみえるようになる。経済的な問題(飢饉や奢侈化などの諸要因が惹起する物価高・経済的困窮)を背景に、家族・親族では

〈障害者〉を支えることができず、その支援を富裕層も含む地域社会(地縁共同体。村・町など)、それが困難な場合には領主層(幕藩領主)の救済(「御救」)が求められ、これらに伴う記述が増え始めると考えられる⁽¹⁵⁾。後述するが、長く疾病の苦しみを背負う常病者・〈障害者〉は、将来を悲観して家族・親族のもとを出る場合(巡礼、乞食)があり、結果的に死亡(行倒れ)も多くあった。家族から離れずとも自死選択もなす。このように、近世中後期になると経済状況を背景に、命をつなぐための救済願い、あるいは重篤な疾病や命を全うできない死などを契機に、常病者・〈障害者〉たちは、政治社会の諸事象が記載される地方記録類に登場するようになるのだろう。

ただ、地方記録には、記載内容の明確な基準があったわけではない。そこには記載者(大庄屋・町会所役人など)の恣意性が反映されることも想定され、統計分析⁽¹⁶⁾などは慎重になるべきだろう。〈障害者〉関連の記述が見られるようになったからといっても、史料・地方記録のいささか複雑な性格は考慮する必要がある。

以上のような、史料記述の問題性に留意しながら、田辺領の〈障害者〉の実態について、家族・親族と〈障害者〉、またそれから離れることもあった彼らの行方、かかる柱をコンセプトとして探ってみよう。

二、家族と〈障害者〉

1、家での葛藤

〈障害〉を持つ当事者や家族などの葛藤がうかがえる記録からみよう。田辺本町の傘屋孫兵衛の妻・植野は足が不自由(「躰り」)で、その養生のため実家に帰ったが、親も病死したため、再び婚家・孫兵衛のもとに戻る。しかし、そこには夫の身辺世話をするていという女性がいた。植野は家を出て自活すると言い出し、孫兵衛は妻を送り出した。それを藩側は咎めた。文政12年(1829)のことである。

この事案をめぐる、関係者の証言(「口上」)が記録に載る⁽¹⁷⁾。それに拠り当事者の言い分を聞いておこう。

孫兵衛の証言である。

妻儀八ヶ年前血道ニ而色々養生仕候得共段々差

重り終二覽と相成私も甚迷惑仕候ニ付、無余儀親元へ養生ニ遣し三ヶ年程罷居候へ共、相替儀も無御座、折節親も病死仕候ニ付、又々私方へ引取申候へ者、覽り之儀朝暮之炊も得不致、何角与指支迷惑仕候ニ付、無扨炊女を入罷在候、然処妻儀身不自由ニ罷在候ニ付而者始終不足等ニ而彼是家内治り兼申候、夫ニ付妻申候二者、此家ニ居候而ハ病氣も差重り候事ニ候へ者、いつれぞへ罷越申度との儀、毎々申候へとも其俣ニ致置候処、先月十八日南部辺迄送り呉候ハ、在中ニ而糸継洗濯物等之賃仕事致可申与頻而被申候ニ付、南部辺へ送り遣し候儀者得不致(略)私方ニ罷居候手間男并前髪親甚助方之手間男を雇ひ都合三人ニ而朝来迄駕ニ而送り遣候(略)親甚助私方へ罷越、右者甚不埒之取扱、片時も早々迎ひニ遣し可申との儀ニ付(略)早速連帰り候儀ニ御座候、私儀妻之申通りうかと用ひ覽之者途中へ送り出候儀、不念之至可申上様も無御座候

妻は8年前に「血道」の病となって重症化、足が不自由な身体障害(「覽り」となり、非常な「迷惑」のため、親元へ帰し養生させたが、病状変わらず、親も病死したため、孫兵衛のもとに戻る。しかし足が不自由で家事(「炊」)も出来ず支障となるので、手伝いの女性を家内に入れた。妻は身体不自由(「身不自由」)で家内も治まりかねる。そのため妻は、この家に居ては病氣もさらに重くなるため、どこかへ出たいと言っていたところ、南部まで送ってもらえば、在中で「糸継」「洗濯物」などの「賃仕事」をすると頻りにいう。そこで南部ではなく、朝来まで手間男などを雇って送り届けた。しかし孫兵衛の親・甚助から「不埒」の取扱なので、早く迎えに行くように言われ、連れ戻した。妻の言うことを受け入れ、不用意に(「うかと」)足が不自由な者を送り出したのは「不念」の至りとした。

身体障害になり家事もできない妻は迷惑で、賄いの女性を入れる。これもあって家庭内不和となったようで、妻が自身稼をしたい旨を申し出たので、その言に抛り、送り出した、このような主張である。

これに対し、孫兵衛の親・甚助は、「伴孫兵衛不埒」と証言し、伴の道義的な責任を認めた。

親族と思われる傘屋孫右衛門の言い分はこうだ。孫兵衛夫婦は「始終者喧嘩口論もいたし」、妻・植野は孫右衛門にこのように訴えたという。

私へ被申候者、甲悲(ママ。甲斐)もなき身之上と相成、何角与気詰りニ罷成候得者、在中へ送り出呉候ハ、綿より又者糸ツぎ洗濯等之賃仕事いたし申度と達而申候儀ニ御座候、是迄も此家ニ居候而者病氣も差重り候計りニ罷在候へ者、いつれぞへ送り出し呉候ハ、何をいたし候而成共見過致し可申との儀、毎々被申、彼是騒々敷候ニ付こらしめ之ためと存、うかと相心得、覽之者途中へ連行置候

大方は孫兵衛の言い分と同じだが、妻が喧嘩口論が絶えない家庭生活は気詰まりで、外で自活したいというため、懲らしめとして送り出したと証言する。

〈障害〉を持つ当事者である孫兵衛の妻・植野の言い分を聞こう。

私親里へ養生ニ罷越候内、孫兵衛儀飯焚女を入罷在候儀ニ付、警孫兵衛方罷帰り候迎も堪忍を第一といたし候様、兼々母も申罷在候ニ付、相慎居候得共、身不自由成女之儀心俣ニ申候事も毎々ニ而、始終家内彼是申罷在候、夫ニ付々様之身分ニ而者何之楽も無之儀と存寄、且当時者在中農業ニ而世話敷折ニ候得者、在中へ罷越候ハ、綿より洗濯又者糸ツぎ等之手仕事も可有之、右等之手過ニ而身を過申出と思ひ候而、いづれぞへ送り呉不申哉と申候

植野によると、別の女性・ていは、植野が養生のために実家に戻っていた間にすでに入っていた。植野は実母から婚家に帰っても堪忍第一と言われていたが、身体不自由なので(おそらくていをめぐっても)、家庭内では様々なことがあった。自身のこのような境遇では「何之楽」も家庭には望めないとして、綿縫・洗濯・糸紡など「手仕事」にて自活(「身を過」)を考え、家からの送り出しを申し出たという。いわば、身の不自由な妻の楽しみは、別の女性を夫が抱える家庭にはないとして、自活を望んだのである。

孫兵衛の世話をする女性・ていは次のように証言する。

御祭礼御座候由ニ付而者、孫兵衛私へ衣類拵遣との儀申出候、夫を浦山敷様ニ申、彼是と申候

儀も御座候而、其得（時）者兎角此家ニ居候而者病氣ニ障り候間、何方江成とも送り呉候様申出之、有之候事ニ御座候

てい¹⁸の証言では、祭礼の際に孫兵衛は着物を拵え与えてくれたが、植野はそれを羨ましく思い（やりばない気持ちか）、てい¹⁹や夫とも言い争いがあったようで、かかる家には病気に障ると、家の外に出る申し出をしたという。夫が大事にする世話女性に対する妻の複雑な心境より、病気に障るとして家を出るのを希望したのがうかがえる。

記録には、藩役人の判断⁽¹⁸⁾も載せる⁽¹⁹⁾。

本町かさや孫兵衛御追放被仰付候ニ付、只今御役人御出張被成候段被仰聞則被仰出（略）妻儀長々病氣ニ罷在候上、歩行も難出来身不自由成者ニ付、傘職手伝等もいたし候事ニ候へ者、心得違之儀申候共如何体ニも可申論処、其儀無之右体不法之取計有之、其上其方儀兼而気形不宜趣も相聞重々不埒之心得振不届至極之儀ニ付、御城下追放（略）

藩側は、妻の長病、身体不自由を認め、家職手伝いをしているにも拘わらず、家からの送り出し行為は、妻の心得違いを論ず立場の夫・孫兵衛としては不法とした。藩は病者、不自由者は家族が抱えるものとし、その違反行為と見なすわけである。

以上より、a〈障害者〉扶養の基本が家族にあること、bしかしそれを抱える者は家庭内での役割履行も十分に出来ない故に迷惑と感じていること、cその迷惑・支障の改善のために家がとる処置（この場合、世話女性の抱え）なども含め、家庭内での生活に対し、〈障害者〉は家職手伝いなどを試みつつも葛藤を感じていること、dしたがって、家庭から出て自活したいと考える場合があったこと、などが理解される。

しかし、これには、当然、リスクがあり、手職は自活に不十分となり、やがて〈障害者〉は乞食化し、病死、行き倒れの恐れもあるだろう。その回避を、権力は家族、親族の責務とするのである。

2、二度の縁切り

〈障害〉のあることが家庭に支障をもたらすため、縁切りするという、さらにストレートな認識もみら

れた。文政2年（1819）、ちえ（新庄村鳥之巢）が村役人（新庄村庄屋）に出した願書には次のようである。ちえは本町大工・利兵衛に縁づいたが、2年前に「喉へ掛痛申病氣ニ取合」につき、寺（勝徳寺）へ相談した。寺は療治をうけあうとし、夫と一緒に直り難く、離縁して手前のもとへ来るよう示唆する。ちえは離縁は不承知というが、夫は

其元心得違と申ものニ候、病氣やみ損じ眼か鼻か損じ候節ハ睦敷暮候儀ハ有間敷候、又病氣全快致候得ハ、何レニも世話致縁付遣可申候、若又病氣難直模様ニ候得ハ、其元一生手前世話致し遣可申との事ニ御座候ニ付、後の事を思返し無抛隙を取、勝徳寺様へ参り預御療治申候

とした。病気で眼・鼻が損じれば睦まじい家庭生活は送れない、病気が全快したら再縁を世話するし、病気が治らない場合でも自分（利兵衛）が世話するので、将来を考え、寺で療治するように、という。

ちえは、長く寺にいるのも憚られたが、寺は家を借り、ちえを「妾」とし、借宅賃は申に及ばず扶持小遣も与え、世帯道具なども借り受け、生活の不足分も補ってくれた。しかし、昨年5月に懐妊（相手は寺住職）したちえが今年春に流産したため、「下地之病氣も不宜」、つまりもとの病氣も治癒せずとして、寺は縁切りをいう。ちえは

私在所へ帰暮出来候様最早此身分ニ而ハ嫁入又ハ賃仕業も難出来候得ハ、何分ニも暮方出来候様御取扱被下候様ニと申候処

と、今さら在所に帰っても、再婚も賃金を得る仕事も出来ず、暮らせないと主張した。寺は金子を少々くれるというものの、暮らしが成り立たないとちえが申し立てるうちに、結局、借家・世帯道具を手放すこととなり、

次第ニ病氣差重り物入等多、其上瀬戸之医師ニ懸り居申候得共、何れより見継呉候人も無御座、着類櫛箱等迄も売払、近所よりハ折々御氣付ニ預り候得共、最早渴命ニ及申儀ニ御座候、殊ニ難病相煩難洪至極仕候（略）致養育遣候様勝徳寺へ被仰付被下候様奉願

と、ちえの病氣は重症化し、医師にかかっても、経済的支援者がおらず、衣類から櫛まで売り払い、「渴命」に及ぶ状況である。つまりは難病での生活難渋

のため、寺による「養育」を庄屋へ訴えたのだ。このちえの思いは、新庄村庄屋を介し、田辺大庄屋（田所八郎左衛門）へ上申され、「御上之御苦勞ニ被成下」と藩の判断が願い出られた⁽²⁰⁾。ちえは、夫と寺（住職）により、「病氣」重症化、事実上の〈障害〉により、いわば二度の離縁に追い込まれたといえる。

以上は、病者・〈障害者〉である妻が夫により寺で治療せよと離縁され、寺住職の子を宿すも流産、寺からも離縁されようとし、寺への養育を申し立てる事案である。夫の言い分から、妻の病気が治らず眼・鼻が損じれば陸まじい生活が送れないとし、離縁のうえ寺に送る、かかる心情がうかがえる。病気が治らない場合でも一生世話するという方便の言い立ては、是が非でも離縁、との夫の心が透ける。

3、難渋家族と病者・〈障害者〉

上記2例は、〈障害者〉になった妻に対する夫の縁切り心情が読み込める。次は夫を亡くしながら常病者、事実上の〈障害者〉を抱える女性の記録（文化7年〔1810〕）である⁽²¹⁾。ある女性の夫は病死し、何とか子育てもしてきたものの、子は「永々病氣」で、「年々御年貢納不申」であり、催促すれども、「御上用ハ無御座」（領主への年貢不納の負債はない）と催促を受け入れず、取り立てができない。年貢納めは困難なのだ。親類も貧窮で、家財売り払いをいうが（「市売之人寄せ仕候へとも」）、女性（後家）は不承知で、「外より何ニても仕候ハ、鎌にてはち切可申とあばれ」と家財の売り払いに際し女性が鎌をもって暴れ、「札入」は中止となる。「囲造候て後家を入候へハ」と女性を囲いに隔離しては子供も困るので、未進米御救（年貢納め猶予）となれば、「不及沽却病人を育候様私共迄難有」と家財道具類の売却もせず、村方で病人（「永々病氣」の子か）を養育している。

夫の病死後、常病者である子を育ててきたが、年貢未納で家財道具などの売却もせざるを得ない状況に立ち至る。これはけして特殊事例ではない。領主・藩への救済申請は、飢渴・一命に関わることが条件であった。

元来御救相願候義ハ家屋敷ハ勿論其外着類諸道具敷物等ニ至迄売銀凌方無之行居、飢渴ニ及

候体ニ相成外ニ一命可繫手段も無之場合ならて容易ニ御救相願候義ハ不相成事ニ候⁽²²⁾

家屋敷はもちろん、衣服・家財道具など売り払って、それでも金銭の工面ができず、命を繋げる手段がない場合に、はじめて領主への救済願が出来る、このような原則があった。

かかる難渋の家族に、病者・〈障害者〉が出た場合は、その生活の困難さは想像に余りある。常病の子供を抱え年貢未納もある女性は、家財売り払いに際し、ストレスが高じ、隔離が必要と思われたような精神的錯乱を生じたのであろう。

家計の困窮と常病者・〈障害者〉の存在、その両立は難しく、記録にはしばしば領主への救済が申請される。文化10年（1813）3月伊作田谷・荒光村庄屋から申請された「奉願口上」⁽²³⁾の概要は次のようなものである（なお、「家族」は史料上「家内」と表現され、「近侍」（使用人か）、「伯父」なども含む）。

①家族2人

男子60歳、「長々癩」⁽²⁴⁾にて「難渋」。

女子10歳、母は産落し後に病死。「虫病」⁽²⁵⁾。

②家族3人

男子58歳、「生附至て小サク」そのうえ「のぼせ目まい」で働けない。

女房54歳、「大頭痛病」

女子17歳、「大虫病」

③家族2人

男子44歳、「たん病」（痰病か）で働けない。

妹 32歳、「生付人並ニてハ無御座」生涯兄の世話。

④家族4人

男子47歳、「耳不聞」、「頭腫病ミ子供同様」（頭部罹患での子供程度の知能）。

女房46歳、「ひえ病」（冷え症か）。

男子13歳、「かんべき病」⁽²⁶⁾。

女子8歳、「虫病」

⑤家族4人

男子44歳、「せん癩（疝癩か）持病」⁽²⁷⁾で働けない。

女房44歳、「はれ病」の上身重。

母 77歳、「永々老病」。

女子22歳、家内病人の看病で働けない。

⑥家族3人

男子50歳、申（文化9年〔1812〕）に大病罹患し

今も働けない。

女房38歳、「ぜんそく（喘息）病」。

男子8歳、無病だが未だ働けない。

⑦家族4人

男子44歳、「長々手痛」にて働けない。

女房42歳、乳呑子があり虫病。

男子7歳、「ぜんそく病」が回復しない。

男子12歳、「生付病身」。

⑧家族3人

男子44歳、「脚気病」⁽²⁸⁾で「荷物之事」（運搬労働）ができない。

母 74歳、「長々耳遠」、その上、「眼病」。

伯父80歳、「長々老病」でこの家内に寄り、3～4年床に付く。

⑨家族1人

男子71歳、「仙」（疝癪か）で「腰引付」⁽²⁹⁾のため、働けない。

⑩家族2人

後家41歳、10年以上前に夫と別れた（死別か）後、「ちのミちのほせ病」（血の道・逆上せ病）で、働けない。

男子10歳、「長々眼病」。

⑪家族1人

女子63歳、「長々しつ病（湿病か。梅毒）」

この時期の当村の世帯数、人数が不詳なので、村全体のどの程度になるのかわからないが、「右之者共偏成難渋者にて御座候処、病氣にて何之稼も得不仕、至極難渋仕候ニ付、村内より段々気を付申候得共、長々之儀行届不申、最早及渴命候」と、困窮家庭のうえ、病人のため稼ぎもできずさらなる難渋を強いられており、村としても気遣ってはきたが、それも長期に及ぶため、命に関わる状況、と訴えられる。①～⑪の家族が生活が困難であったろうことは推察できる。

まずいずれも、主たる家計支持者が働けない程の病（長病化）、ないし病死、などで生活困窮するケースである。また、家計支持者のみならず、病をえた者が家族内に多いことで、彼らは働けず、例え健常であっても病者家族の看護で働けないという場合（⑤）もあった⁽³⁰⁾。

さらに、これら病者は〈障害者〉と想定される。

「生附至て小サく」（②）、「生付人並にてハ無御座」（③）、「耳不聞」、「頭腫病ミ子供同様」（④）、「長々手痛」（⑦）、「生付病身」（⑦）、「長々耳遠」（⑧）、「眼病」（⑧）、「腰引付」（⑨）、「長々眼病」（⑩）、「長々しつ病（湿病・梅毒か）」（⑪）は身体、知的な〈障害者〉と考えられ、また、これらにも含まれるが、「長々癩」（①）、「永々老病」（⑤）など、長病の常病者も〈障害者〉とみてよいだろう。つまり、これら経済的困窮の家庭は、常病（長病）化する〈障害者〉を抱える家族といえよう⁽³¹⁾。「奉願口上」では、村方での気遣いも限界として、「御救御扶持方」が申請されるのである。

領主に救済申請がなされるものの、それは先述のように容易ではない。近世前期にはおよそ家職支援が主であった。病者・〈障害者〉の介護は家族・親族の責務とされていたからで、それが出来ない場合は、地域社会でもその救済を行った。「奉願口上」でも、村方での気遣いがなされてきたという⁽³²⁾。このように、近世日本の救済構造は、家族・親族の自助を基本とし、それが難しい場合には地域社会による救済、いわば共助がなされるが、それも限界との判断の際に、領主による救済、公助の申請となる。しかし、それは家居、家財道具類などを売り払う手立てを講じたあとの、最終手段、とされた⁽³³⁾。

そのようななか、病者・〈障害者〉にとり、家族との生活の継続、それ自体が難しい局面が、容易に訪れることもあった。前出の女性たち（植野・ちえ）の場合がそうであった。二人の女性のその後は不詳だが、家を出た後の重病化、乞食化のコース、それも現実的なものであった。

家族や地域社会にある〈障害者〉たちは、どのように生きていたのか。その実態の検証は先述したように困難ながら、引き続き近世田辺の地方記録を通し、その行方を追ってみたい。

三、〈障害者〉の行方

近世田辺地域の地方記録にみえる、常病化した〈障害者〉の様々のあり方を、整理しよう。

1、役御免

病気に起因した心身機能の減退で、役御免（離職）の申請がなされる。田辺町大年寄は、「兼而病身」と長病であったが、「此間不図病氣指発」と突発的に、「第一しひれ立居等不自由」と身体のしびれから「相務迷惑仕」と勤務に支障を来すようになったので、「役儀御赦免」を願い出た⁽³⁴⁾。

別の大年寄は、「持病ニ健忘之症」と物忘れが持病といい、「御用承候内も無覚束」と、仕事を十分にこなすことができず「心労」が甚だしくなって、「右病症増気仕」と持病の悪化を感じ、「役儀御赦」を願い出た⁽³⁵⁾。物忘れが「持病」化し、仕事上でのストレスとなつての、離職願いであろう。上長町の年寄・大年寄格（田辺町）は、「眼病氣ニ而判銀改役之儀難澁」として、「判屋役」を別人に申付け自身は判銀改役および大年寄格の「御赦免」を願い出た⁽³⁶⁾。

このように、町役人に就くごとき地域社会において比較的恵まれた環境にあると思われる者でも、高齢も背景であろうが、病者、〈障害者〉化のリスクはあり、その際役御免を願い出た。

2、家での稼ぎ手

〈障害〉があり働くのが困難な場合がある。農業など外仕事ではなおさらだろう。「生質病弟（ママ。身カ）等弱成者ニ而作業難相成もの」と病身で作業ができにくい者のなかには、「百姓稼不致小商等を渡世に致居候者」のように農業せずに、「出離」（村を離れる）して商売するものがあつた。しかし、領主の立場からは「先は村方指支無之様に」と、村方の事情が優先されねばならない。労働力の確保が必定なのだ。したがって、

病身者或は元来身等弱成ものにて百姓稼難相成と申者ニ而も致馴候へば其身の応たるいとなみ如何程も可有之に付、吟味之上稼に有付せ候様可取斗事

と、身体が弱く農業が出来なくても、馴れさせて村方での自活（労働力確保につながる）を促した⁽³⁷⁾。

商売について、眼病の者が家職願いを出す事例を紹介しよう。「眼病ニて外稼得不仕」と外仕事ができないものの、「茶・油・毛綿切小売」を三代以前のおよそ80年前から「田畑所持無御座」と田畑を所持せ

ず行っており、「百姓ニてハ無御座候へハ外稼可仕様無御座候、只今迄之通不相替商売仕候様被為仰付」と、耕作地を所持する農業ではない外働きなしの理由で、商売（家職）相続が願い出されている⁽³⁸⁾。外働き無しをむしろ条件として、「眼病」ながらいわば家職継続申請をしている。

精神障害と思われる者であっても稼ぎ手とされる。南新町の六助の義弟は「のほせ病氣」で「あばれ」（暴れ）ることもあり、「手錠被為仰付」と強制（領主側・町年寄より）されていたが、「病氣次第ニ快神妙ニ相成」と、落ち着いてきたので、「手錠御赦免」が願出された。「最早稼も後レ及喝命申合」という家庭経済の困窮化のなか、このような人々も働き手とされるのだ⁽³⁹⁾。ただ、精神疾患者に「手錠」など拘束環境を領主・地域社会が強いるのは留意しておきたい。

このように、何らかの〈障害〉があつても、家の稼ぎ手ないし家職の担い手となる場合があつたが、いわゆる知的・精神障害者は生産労働、視覚障害など含む身体障害者は知的労働に携わる可能性があつたろう。

3、家職とは別の渡世

(i) 商売

眼病者の家職商売の事例を先に見たが、視覚障害者の按摩・音曲渡世は、より一般的ともいえる⁽⁴⁰⁾。ただ、「晴明キ」（晴眼者）の従事者が、田辺でも増えてきたようで、「座頭組頭」⁽⁴¹⁾より町年寄に対し、
眼明筋ハ何等稼も出来候得共盲人我々外ニ稼ハ出来不申、音曲按摩ニ而渡世仕候身分ニ候へハ、行末極難澁

と、自分たちは按摩音曲以外に渡世の道がない「身分」であり、晴眼者の参入は生活を脅かすものとして、それを差し止める「盲人稼」を願い出る⁽⁴²⁾。いわば、視覚障害者による独占化の要望をなすのである。

身体障害者（足不自由）が就く職業で、健常者と競合する場面もある。次は天保4年（1833）の事例である。

私倅民蔵儀、拾九年巳前亥年（文化12年〔1815〕）より若山表へ罷越奉公仕候得共、生得ちんばニ而御座候得ハ、何方ニ而も暇被出候ニ付、桶屋

職之所へ頼入、桶職曾相勤罷在、私へ貢呉候処、私儀老年之上、近頃持病差発り、何之稼も得不仕難洪仕候ニ付、去十一月罷歸り候へ共、御当地ニ而ハ桶屋職勝手ニ出来不申、湊村桶屋常七伴幼少ニ而職分中絶仕罷在候由ニ付、右同人之養子分に相成桶屋職仕罷在候処、桶屋仲間共より彼是申出、先月廿一日桶屋道具桶屋仲間へ被預候儀ニ御座候、前条申上候通、私老年之上毎々持病差発り、日々之凌方ニ差支、大ニ迷惑仕候儀ニ候へハ、伴手馴候桶屋職為仕不申候而ハ、家内及喝命可申為体ニ御座候、伴儀生得ちんばニ而外ニ稼方無御座候へハ、哀不便と被為思召、何卒厚御憐愍を以御赦免被成下候様幾重ニも願上候

田辺紺屋町の谷屋五兵衛の悴・民蔵は和歌山へ奉公に出たが、足が不自由で、どこで働いても離職を余儀なくされていた。桶屋に頼み込んで働き、親への仕送りもしたが、父は老年で持病を抱えたため、民蔵は田辺に帰った。当地では湊村の桶屋の養子となったものの桶屋仲間がそれを受け入れず、桶屋道具も没収され、父も働けず家族は「渴命」に及ぶ状態だ。民蔵は生まれつき身体障害（「生得ちんば」）のため、ほかに稼ぎの手段がなく、桶屋職として働けるよう、父・五兵衛は訴えた⁽⁴³⁾。これに対し桶屋仲間は「彼是申出相継レ」たが、役所（作事方）が仲介し、翌天保5年2月「民蔵仲間入」は認められた⁽⁴⁴⁾。

〈障害〉ゆえの稼ぎの困難さ（繰り返しの離職）や、〈障害者〉が老親を支える現実、職業集団組合への参加に際し〈障害〉が文字通り支障をきたす現実などがうかがわれ、役所の調整により仲間入りは実現したが、健常者との競合関係も想定される。

病身（「癩」）にて稼ぎが出来ず、「薬湯風呂始候て家内育ミ申度」と風呂屋稼業で家族を養うとの申請もみえる。江川の住人で、他所船入津に際し、漁師たちが風呂屋がなく「迷惑」しているとし、「薬湯風呂と申張札も御免」と、付加価値を付ける営業の工夫もなされようとした⁽⁴⁵⁾。

(ii) 医師

田辺での記録は見いだせないが、身体に何らかの〈障害〉を持つ人が、医師になる事例があった。ただ

し、文政7年（1824）の和歌山藩規定では、「人命」に関わり「不容易」ごとではないのに、「近比ハ職分を廢、俄ニ医業致ス者粗有之」と、医師稼業への新規参入が懸念され、「御医師」（藩召抱えの医師）の弟子となるか、町医者で3代以上続く者に弟子入りすることが必要とされ⁽⁴⁶⁾、〈障害者〉にとっての新規参入は難しかったろう。

(iii) 寺入・勸進坊主

治癒困難な病身で、家業渡世が困難な場合、菩提寺などで剃髪（寺入、寺弟子）する願いがしばしば見られる。以下はその事例である。

①延享2年（1745）

古町柄在家大鋸挽佐右衛門と申者五拾五歳ニ罷成、此もの近年病身ニ罷成候ニ付、家業得不仕及渴食申躰ニ罷成候、旦那寺海蔵寺へ頼剃髪仕度由願出申候、願之通被為仰付候ハ、難有奉存候⁽⁴⁷⁾

②宝暦2年（1752）

上長町次六弟藤兵衛と申者年四十六才ニ罷成候、兼而病身ニ御座候付、旦那寺浄行寺頼剃髪仕度段、願出申候、尤切支丹類族ニ而も無御座候⁽⁴⁸⁾

③天明4年（1784）

紺屋町瀬三郎伴乙松当年十式歳ニ罷成候、此者病身ニ付渡世難仕、仍之、法輪寺弟子ニ罷成剃髪仕度段願出申候⁽⁴⁹⁾

④文政12年（1829）

当町善助と申者、此頃中風氣ニ而何之稼も得不仕候ニ付、此度西方寺弟子ニ相成剃髪仕度段願出申候⁽⁵⁰⁾

⑤天保7年（1836）

当町瀬戸屋久作と申年五十三才ニ罷成候者病身者ニ而渡世難出来、兼而出家望ニ付檀寺浄恩寺弟子ニ罷剃髪仕度段願出申候⁽⁵¹⁾

⑥嘉永3年（1850）

当村善助と申年六十八歳ニ相成候者、独身ニ而病身之上老年ニ及尔々稼も得不仕難洪者ニ御座候処、兼而出家之望御座候ニ付浄恩寺弟子ニ相成り剃髪仕度段願出申候、尤田畑所持不仕候ニ付、村方何等差仕之品無御座候間、何卒願之通被仰付被下候様奉願上候⁽⁵²⁾

時代や年齢を問わず、病によって稼・渡世が困難と

して剃髪、寺入、寺弟子が申請される。その際、村方に迷惑かけないことが条件であったようだ。長病者つまり〈障害〉を持った人々で、男性が多いが、長病化した女性もいた。

男性が多い理由は定かではないが、家職従事が困難となることが寺入の背景だろうか。

⑦文化九年（1812）

目良村忠蔵女子とよと申年壱拾四歳ニ罷成候者、幼少より病身ニて何之稼も難出来御座候ニ付、檀那寺芳養善徳寺を頼弟子ニ罷成剃髪為仕度願出申候、尤剃髪仕候上住所之義ハ親并一類共引請世話仕答ニ御座候⁽⁵³⁾

⑦の女性の場合は親・親族とともに暮らしたようであるが、いずれにしても何をしたのかは定かでない。

ところで、地方記録には、剃髪後、どのようになったのかの記述はごく稀である。それは寺の事案だからであろう。

但し次のように剃髪後のことが明記されることもある。

願書

一、中万呂村七三郎と申者、持病者ニ而稼仕兼申候故、且那寺上秋津村千光寺を頼剃髪仕、鉢ひらき渡世送申度由奉願候、被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、願之通被仰上可被下候、以上

寅（年不詳）七月

中万呂村庄屋（肩付）伝太夫（印）

真砂新介殿

右之通被仰付候⁽⁵⁴⁾

持病があり寺弟子になった者が鉢開き、いわば勧進僧として渡世したい旨の申請だ。長病化した常病者、〈障害者〉は寺入りし勧進僧として渡世することが稀ではなかったと思われる。事実上の乞食である⁽⁵⁵⁾。明和7年（1770）6月、田辺・海蔵寺に参り、「介抱」されたものの死亡した「六十歳計之男盲人之乞食坊主」は、「往来手形」は持つものの、「古キ破レ単物並破レ衣着用」し、「古キ大師之絵」「古キ観音之絵」と「叩鐘」で勧進し、「古キ破レ紙入」に「内ニ錢式十文計」、これが全財産だった⁽⁵⁶⁾。

〈障害者〉が村のために事実上の勧進行為を行うこともある。文化6年（1809）、志保村の地藏堂修復が

村内の力では困難として、「かたわニて何の稼も得不仕」なので当村の者が3年間、「町在昼夜念仏修業仕、右修復助情ニ仕度段願出」ている⁽⁵⁷⁾。〈障害者〉自身が志願したとされ、功德による回復を願うのか、あるいは、経済的に修復なし得ない村に対し、自身の〈障害〉のために負担をかけているという思いからであろうか。真の動機は定かでないが、これも〈障害者〉の渡世稼ぎの一端であろう。

(iv) 芸事・見世物

先述した視覚障害者による琴・三味線などの芸事はこの範疇に入るかも知れない。また、田辺の事例では未確認だが、自らの身体や芸を見世物として渡世する者もいた⁽⁵⁸⁾。

4、身内による扶養

視覚障害者（「盲人」）のなかには、「琴・三味線等針治導引を以渡世不致」と、検校管轄となる芸事稼ぎをせず、「親之手前ニ罷在而已之もの并武家へ被抱主人之屋敷又ハ主人在所へ引越、他所稼も不致」という人々もいた。家族・親族や武家の主人筋に抱えられるもの⁽⁵⁹⁾、いわば「他所稼」をせず、親密度ある身内集団の厄介にかかる者である。

〈障害〉を持つ大多数は、家族・親族など身内のなかにあったと考えられる。それは、領主・藩側による救済（御救）が、先に指摘したように親族・家族の自助や地域社会（共同体）による共助、とくに前者を前提にしていたことと無縁ではない。例え経済的に困窮している家族・親族でも、衣・住（衣類・家・家財道具など）を処分しての扶養が建前であった⁽⁶⁰⁾。したがって、「乱心病氣ニ而あはれ廻」「大声ニ而廻り」という精神疾患がある者でも、「御奉行所」（藩役所）から町役人（年寄）への指示による拘束環境（「手履」）のなか、「出廻不申様致」、つまり家族が監視の責務を負いながら扶養しなければならなかった⁽⁶¹⁾。

5、非法行為

故意・過失や病性など、様々な背景が考えられるが、いわゆる非法行為、いわば犯罪をなすものもあった⁽⁶²⁾。周囲の理解が得られないためのストレスより、

予期し得ない行動をとり、悲惨な結果を招く場合もある。

長町備中屋六左衛門弟兵太夫という「啞子」(発話障害者)が「ふと発狂」し、「所々狂ひ歩行」し、13人に「刀疵負セ」た。兵太夫は「兼而田所(左衛次。田辺町大庄屋)と心安くいたし」ていたためか、「頭上大ニ疵付惣身血ニ染り門内へ這込」み、「手合をいたし今晚之次第を咄し候得共啞子之事ニ付、田所之家内何之事とも一向合点不行」、田所の妻は領主安藤氏家中との喧嘩と思ったが、「跡ニ而発狂之次第承り驚入」った。殺害された女乞食もいたが、疵が平癒したうち5人が「格外厚御憐愍之御取扱ニ被為成下候様五人之者一統願出」たので、湊村庄屋嘉七も、

兵太夫義元来不具之生レ付ニ而御座候上、前段之通ふと発狂いたし候而之仕業ニ而、何等意趣遺恨等有之義ニ而ハ一切無御座候

として「格外御憐愍之御取扱」を願い出た⁽⁶³⁾。

〈障害者〉(「不具」(啞者))による殺傷事件で、当人にとっても予期しない発作的な行動だったようだ。田辺町大庄屋は、かかる発話障害者に、日頃、「心安く」接しており、それもあってか、疵を受けた者による嘆願をうけ、庄屋は〈障害〉に起因する精神不安定のなかの行動(「不具」による「発狂」)であり、恨みなどの動機はないとした。

ただ、〈障害者〉は非法行為を犯す恐れを持っている、ないし周囲が無意識に仕向ける状況を作っている場合もあった、というべきだろうか。

6、巡礼・乞食

文化元年(1804)1月、和歌山藩は次のような申渡をなした⁽⁶⁴⁾。近頃はとくに非人風の者が多く、このうちには、和歌山藩領出身の無宿者または非人どもが入り交じり「順礼躰或ハ物貰等風躰」、つまり巡礼や物貰(乞食)の風体をし、盗みなど悪事をする者もいる。このほか他国からの「出奔・追放者」や和歌山藩領より追放されたが「立帰者」など、「竊ニ渡し守へ頼入込」、不法に藩領内に入り込み、同様に悪事をなす者がいる。これらのうち、他国の風来者・非人を捉え追放する。和歌山藩出生で不埒でない非人には、改めて札を付けさせ、名前・所・年齢を組ごとに帳面へ記載する。なお無札の者は追放する。

他所者であっても、巡礼者、廻国道心は別途扱い(追放処分としない)とする。このような内容である。

和歌山藩は熊野・高野山など巡礼対象の霊場と同一地域といえ、巡礼者やこれに類する乞食なども多くいたようで、札を渡すことで、他国者や不法行為をなす者と、そうではない藩領内の者や巡礼者・廻国道心などを区別しようとしている。このうち、廻国道心はすでに述べた寺入りを経た事実上の勧進乞食であり、巡礼者には物貰いをするような人々が多数いたろう。

文政3年(1820)3月、新庄村出井原で、30歳ほどの病気の男乞食が病死した。薬などを与え、尋ねるが「言舌一向分り不申」だった。所持品は木綿の小袋に銭80文ほど、白米2・3合所持の非人番顔見知りの「河原乞食」である。この者には、連れだった「女乞食」があるとして探し出したが、同人の女房だった。二人は武州江戸四ツ屋町の重蔵・たけ夫婦で、檀那寺往来札を女房が所持していた。女房によれば、夫婦連れで廻国、巡礼したが、夫は「疝癰長々相煩」、路用の貯えもなく、当所で乞食となり、自身は夫にはぐれたとし、「病勞ニ御座候故病氣相重り終命」と、女房はいう⁽⁶⁵⁾。夫婦で廻国巡礼に出たのは、若いながらも夫の「疝癰長々相煩」「病勞」が原因であったようで、途中で乞食化したのだ。病・貧窮・乞食の密接な構図がうかがえる。

巡礼には様々な理由があろうが、そのうちの一つは病氣治癒の祈願であったろう。有田郡谷村の晴眼ながら按摩渡世を送っていた37歳・元春は、女房・倅と3人で文化12年(1815)6月2日、「兼て心願」つまり「病体ひゑて足痛」の治癒祈願であったと思われるが、「四国順拝」に出た。しかし途中で「病氣ニ取合」、女房・子供同伴は困難で、妻子は大坂より国元へ帰し、自身のみ順拝したく、9月17日、摂津河辺郡大物村に来る。しかし「又々足痛差発一向歩行」し難く、国元の兄のところまで送出の願い出をした⁽⁶⁶⁾。「病体」の元春は家族を伴って、「心願」巡礼に出たが、その重症化により断念した。往来手形を持参しており、親族の元へ送り届けられたようだ⁽⁶⁷⁾。もっとも、このような病者家族の「心願」巡礼は、珍しくはなかったろう。

父・娘二人の巡礼をみよう。紀伊牟婁郡熊野古座

浦山手村の角兵衛（36歳）・いの（9歳）・くに（5歳）親子は、「西国巡拜」に出た。しかし、父と娘くには疱瘡を罹患し、新庄村跡之浦端山添の岩穴で養生したが、2人とも死亡した。娘いのも同病となって歩行困難につき、新庄村より山手村に、親類による迎えを送り遣わすのかを問い合わせたところ、親子は「山手村産ニ而ハ無之新宮領小匠村之者ニ候処、山手村へ有付暫致住居候処、品有之一昨々年同村立退セ、最早山手村ニ拘り無之者」という返答が来た。幼い娘2人とともに古郷の和歌山藩新宮領小匠村を出て山手村に居着くも、何らかの理由（疾病など）で退去とされ、西国巡礼を余儀なくされたのだろう。その過程で親子3人とも疱瘡罹患し、地域社会から、いわば見放された、このように推断される⁽⁶⁸⁾。娘いのがその後どうなったか、地方記録には見えない。

岩穴での養生をせざるを得なかった角兵衛と娘2人は、いわば病気持ちの巡礼乞食（とくに父親は常病化した〈障害者〉にみえる）といえようが、往來手形も持たない親子連れの乞食が岩穴生活を強いられ、亡くなる、そのようなことも例外的事象ではなかった。湊村の岩穴にいた60歳ほどの男の「乞食」と子供2人のうち、父親が明和8年（1771）2月、田辺・法輪寺で、亡くなった。おそらく物貰いに出た際、空腹と寒さの影響もあるか「病死」とされ、常病者だったろう。往來手形もなく、非人番太（地域の非人乞食の監視者）が男（乞食）の子供とともに埋葬した後に庄屋届をしたとして、形ばかりだろうが「叱」をうけた⁽⁶⁹⁾。

この親子も、おそらくは親の病気持ちということで、地域社会を離れざるを得なかった存在であろうか。「永々癩病相煩及飢申ニ付、三年以前寅（宝永7〔1710〕）正月乞食ニ罷出」たものの「其後立廻り不申候」という境遇⁽⁷⁰⁾、つまり、何らかの常病・〈障害〉で地域に戻らずないし戻れず、巡礼ないし物貰いという、乞食渡世をせざるをえなかった人々。彼らにとって、死は間近であったろうことは、上記のいくつかの例からも推断できる。

7、間近な死

(i) 巡礼・出奔

巡礼や帰属地からの出奔者（無届けでの行方不明

者）が、病・〈障害〉故に落命したと考えられる記事が、地方記録にはみえる。享保8年（1723）2月5日、下野国都賀郡小宅村の巡礼同行者12人の内、聴覚・発語障害（「瘖聾」）がある1人が、田辺領西ノ谷村中浜で見失いとされた⁽⁷¹⁾。背景は定かではなく、同行集団による事実上の遺棄、ないし〈障害者〉自身による意図的な離脱、そのような可能性も想定されようが、いずれにしても命の保障はないだろう。

和歌山の北新町にて、田辺袋町熊右衛門の30歳ほどの妻が「大病」ゆえ、町役人により「救小屋」に収容された。6歳の子を連れており、伯父・伯母を頼り和歌山に来たというが、結局、病死した（天明8年〔1788〕6月）。田辺の「役人へ届不致宿出」という出奔だが、妻の持病を理由に夫より事実上の縁切をされたのではなかろうか。自身の親族のもとに行き着く前に行き倒れたのだろう⁽⁷²⁾。

(ii) 自死

常病・〈障害〉を苦に自死を遂げようとする者ないしそのような判断が可能と思われる記録は、多く見いだせる。田辺片町の塗師の悴は小刀で喉を突いた（安永4年〔1775〕6月）。「乱心之持病」（情緒不安定）があり、「此間ぶらぶら、病氣ニ罷在、明暮臥り居」と最近は「病氣」がちで床に臥せることも多かった。ただし

平生ハ至極実体成者ニ御座候、夫故渡世も世話ニ相成候上、長々病氣ニ而臥り居申候へハ、何角心労相増、得思ひ不弁、持病之乱心指発り、右之思義ニ而可有御座

と判断された⁽⁷³⁾。日頃は真面目で、それ故、生活・仕事も自身の思うに任せず家族に世話をかけ、病気で臥せりがちなのがストレス（「心労」）を蓄積させ、「持病」という情緒不安定さ（「乱心」）から、突発的に自死しようとしたという。勤労による自活が基本とされるなかで、病によるストレスが原因での行為なのだろう。

何らかの疾病による「病氣ニ而うと、敷一切歩行も得不得仕」歩行出来ない身体不自由さ、事実上の〈障害〉により、「不図剃刀ニ而咽を切懸」と、やはり、自身のままならない「病氣」による鬱屈の気持ち、いわば身体的不自由が精神的不安定を生じさせ

突発的な自死行為に至るケース（享和元〔1801〕）⁽⁷⁴⁾など、〈障害〉によるストレス環境は、自死選択の契機の一つといえる。

上記事例は自死未遂に終わったが、病・〈障害〉を原因とする自死（未遂）は、例えば、

紺屋町匣屋久三郎弟庄三郎常々病氣者ニ而有之候処ニ、頃日度々指発迷惑ニ存候哉、与風自害⁽⁷⁵⁾暮六ツ時分本町草ヤ佐太郎女房乱心之体ニ而首ヲくゝり申⁽⁷⁶⁾

袋町喜右衛門女房此間病氣ニ罷在候処、三月十八日夜五ツ時不図罷出相見へ不申候付尋候処、大浜ニ身投有之候、早速引揚候故、未息も通候故連帰り養生致候得共相叶不申翌十九日五ツ時相果候⁽⁷⁷⁾

其御領分田辺紺屋町文六安太郎と申者之由、年比三拾歳余と相見、去ル十一日日高郡小中村王子池へ身を投候処、百姓行懸引揚村方ニ而介抱致させ罷在候、尤病氣之由言舌も相分兼、立居も不自由ニ付、薬用申付候処順快之趣申出候、親類早々病越召連帰候様御申付被成候様致度奉存候⁽⁷⁸⁾

と、「常々病氣」「乱心」「病氣」「病氣之由言舌も相分兼、立居も不自由」など〈障害〉を苦としましたそれを契機に、枚挙に暇無い、という印象である。

「病氣」のため「自薬相用養生」するも「験も無御座」と、治癒の兆しなく、「近比ハ乱心ニ付昼夜心配」と、精神的不安が募り、「不図蔵之二階ニ而首くゝり」⁽⁷⁹⁾、「兼て逆上病氣ニ御座候ニ付、右病氣差発り不図家出仕溺死」⁽⁸⁰⁾と、「病氣」の効果的な治療法が不自由のなか、その疾病が常病・〈障害〉化し、自死に至る、そのようにみえる。

(iii) 病人乞食の行倒れ

乞食の落命記事も、地方記録のなかに多く記される。次は「癩病」（皮膚病。ハンセン病とも想定）に見える「乞食」の死亡記事である。

六月十三日（宝暦元年〔1751〕）八ツ時、仮橋之下ニ乞食壺人癩病と相見へ年比三拾計之男相果御座候由、番太申出候付、大年寄へ申達候処、則御断被申上候得ハ、為御改下、御目付榎本専右衛門殿・町奉行所御組御小頭笠松勘兵衛殿御

出、大年寄玉置喜一殿御立合御改被成、往来其外書付之物者無之哉と御尋候へとも、所持之物曾而無御座候由、番太申候、左候得へハ別条も無之候間、片付候様ニ御申被成候付、則番太ニ申付切レ戸芝へ土葬ニ為致申候⁽⁸¹⁾

身元を証明する「往来其外」の「書付」がなく、事件性もうかがえないとして「土葬」された。

落命、行倒れとなる乞食の多くは、このように何らかの常病者・〈障害者〉であったと思われるが、乞食渡世のなか、栄養など劣悪な生活環境にて病を得て落命することもあったろう。天明2年（1782）7月田辺浄行寺門前内「病氣之体」で臥せていた「極老之女乞食」は、薬・食事などが町方より施されたが果てた。寺によれば「弥乞食ニ而町表徘徊仕見知」つまり町表を物乞のため徘徊する見知りの者だったという⁽⁸²⁾。文化2年（1805）正月には、「橋台往還」の「大橋下」（会津川架橋）で「番太（非人乞食の監視役）共能見知之川原者」で「三拾四五歳計之男乞食」が、「至而之病氣付歩行も難出来難治故」に、「土手小屋」に収容したが「病死」した⁽⁸³⁾。番太のみならず町中を物乞いに徘徊するからには、多くの人々も「能見知」っていたろうが、死の間際まで、特段の援助が施されるわけではなかった。

これらは、往来手形を持たず病をえた乞食であった。乞食渡世の背景は不詳だが、家族や帰属地域から、何らかの理由で離れざるを得なかったのだろう。次の例は帰属地域から義絶・帳外とされた記事である。

切目古屋村伊三郎癩病にて西ノ谷村ニ煩有之候段申出、御断申上、切目へ迎え人御越候様ニ付、又人遣候内、去辰壬六月義絶帳外願相済有之と申来、村内構不申と肝煎申来

口上

一、西ノ谷村牛ヶ鼻二年拾五歳之男癩氣にて、切目古屋村源蔵悴伊三郎と申者ニ付、人遣候処、辰壬六月義絶帳外ニ御願申上候て御聞濟候へバ、此上村内へ無構取斗具候様ニ申越候、然処今日夕方病氣重り果申候旨、庄屋申出候、仍之番太共へ申付取置仕度御断申上候⁽⁸⁴⁾

事実上の乞食化である。切目古屋村源蔵の悴伊三郎15歳が「癩氣」となり、西ノ谷村で重篤化し死亡した。西ノ谷村より引き取りを依頼するも、古屋村は

辰（文化5年〔1808〕）閏6月に義絶・帳外にしたとし、引き取りをせず、当人の扱いについては関知しないとした。義絶の理由が「癩病」だったのかは判然としないが、先述の「癩病」による「乞食」死亡などの事例なども勘案すれば、その可能性がないとはいえない。近世社会でも、「癩病」「癩病」には解消しがたい差別意識が伏在し、家族・地域社会からの忌避・離脱を招来したのであろうか。

なお、乞食には、高齢者（「極老」）がいる一方、若年層⁽⁸⁵⁾がおり、また男女ともその渡世を送るのは、見たとおりである。落命時に、「牛鼻二男乞食行倒（略）此死骸殊之外犬喰見苦敷」⁽⁸⁶⁾と、行倒れを気づかれず、野犬喰いにあうこともあった。

乞食は勧進・物乞いであり、食物・金品の施しによる生命保障という側面があるのは確かだろうが、常病者・〈障害者〉が潜在したと考えられる病人乞食にとり、それは過酷な環境であったことも留意すべきだろう。

おわりに

近代に成立したとされる障害概念、これに相当する人々は前近代にもいた。しかし、その実態については、これまで十分に明らかにされてきたとはいえない。そもそも常病者、その意味での〈障害者〉は、近世日本の場合、家族・親族、つまり身内での扶養、これが原則とされていたためだろう。要は、外の世界に出ず、よって史料（地域〔地方〕史料）への登場の機会も少なかったと思われる。しかし、近世中後期になると、様々な背景が想定されるが、漸次、〈障害者〉の記述が見えるようになる。

本稿では、以上のような見通しに立ち、史料へ記載が少ない〈障害者〉たちの実相を、一つの地域（和歌山藩田辺領）の地方記録を追うことで、その様々な局面を、不十分ながら整理してきた。

ここでの論点を紡げば、当面、以下のようなことがいえよう。

経済的な要因から、単婚を基軸にした脆弱な経済基盤の家族には、常病者・〈障害者〉の扶養が漸次困難となり、地域や領主による救済が本格化する。また、家族や地域による扶養が十分ではない、あるいは

は〈障害者〉自身の葛藤などもあって、家族・地域を離れ、いわゆる勧進・乞食化する者たちも、増えてきたろう。なかには、〈障害〉を持ちながらも家業を継ぎないしその手助けをしつつ、自立的に家内での生活を続ける者もいたし、領主もそれを期待した。労働力の確保に繋がるからである。

しかし、〈障害者〉には、様々な不安を感じる人々が多かったろう。突発的な事件を起こしたり、自死を選択する者もあった。また家族や地域社会からの離脱ないし事実上の離縁、を強いられることもあったようだ。その際、勧進・乞食のなかに、〈障害者〉は潜在していったろう。

本稿でみたように、経済的な困窮は、〈障害者〉を考える上で大事な論点と思われる。ただし、仏教説話や辞書類などにみえる〈障害〉をめぐる認識⁽⁸⁷⁾、とりわけ、因縁や家筋という根強い差別意識は、「癩病」などの問題とともに看過できない論点といえよう。

田辺の地方記録には、いわゆる異様な行動者に対する因縁認識として、「富田才野村ニ拾壹歳之女子古棉を喰、猫の血を吸ひ候よし、隣之猫をも殺候と沙汰有之候、生付顔細長ク下眼蓋睡り懸ケ候由、何ぞ因縁事と申候」⁽⁸⁸⁾というように、動物（猫）を真似た行動と「生付顔」の異様性が「何ぞ因縁」と結びつけられる、かかる記事がみえる。また、田辺領主安藤氏の「お乳御用町在へ御尋ニ付」、その要件として、「夫婦共先祖より悪病之筋目無御座勿論其身前々より病氣無御座」⁽⁸⁹⁾というように「筋目」、重病・〈障害〉という家筋の認識があったことも看過できないだろう。

今後、地方記録をはじめとする様々な現実的な記録による〈障害〉事象の実態析出とともに、それらを、説話・文芸作品などの創作、フィクション系史料にみえる〈障害〉認識と、重ねあわせ、近代における障害概念との異同を検証する必要もあろう。

注

- (1) 拙著『近世政治社会への視座：〈批評〉で編む秩序・武士・地域・宗教論』清文堂、2017年参照。
- (2) 領主支配や地域社会・職能集団などとの関係で一定の役割を持つ人々。
- (3) 障害概念は、近代に成立とされるため、前近代・近世における例えば「片輪」「不具」などを近代的な障

- 害概念で捉えられるのかは議論の余地がある。ここでは心身、精神が常態とはみなされていない状態、いわば常病者と捉え、近代の障害概念（当面、経済的自立性と優生思想の二つの面を併有すると考える）との異同を考慮し、〈 〉印を付し表現する。
- (4) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年など。
- (5) 筆者は拙稿「近世仏教説話にみる〈障害〉」『九州文化史研究所紀要』61号、2018年）、同「〈障害者〉への眼差し」荒武賢一朗他編『日本史学のフロンティア 2』法政大学出版局、2015年、同「障害関連のデータ集 (1): 「耳囊」記事にみる〈障害〉」『障害史研究』1号、2020年などで、その試みを行ってきた。
- (6) 「近世辞書『俚言集覧』にみえる〈障害〉表現：類型・認識の析出」『九州文化史研究所紀要』60号、2017年。
- (7) 生瀬克己編『近世障害者関係史料集成』、明石書房、1996年、同『近世の障害者の歴史 近世篇』明石書店、1999年はその代表的なもの。
- (8) 日本近世の都市社会史や部落史などの関連成果には、障害をめぐる史料や考察が載る場合もあるが、〈障害〉を専論する観点は希薄にみえる。
- (9) かかる地方記録類などから得られる、現実世界での〈障害者〉をめぐる問題群を、説話類や見聞記録類にみえる認識・習俗などと重ねることで、前近代・近世の〈障害〉のあり方を深くまた多面的に追うことも可能になってこよう（本稿「おわりに」参照）。
- (10) 紀伊徳川家への付家老・安藤直次の元和5年(1619)田辺配置（遠江掛川より）にて成立（前領主浅野知近は、当主浅野長晟の安芸広島転封にともない、三次領主）。与力・同心地合わせ3万8800石。安藤氏は通常和歌山で、田辺は城代家老・家老が管轄。家老配下の表用人のもとに代官（法令では「郡奉行・代官」と併記事例があるものの、郡奉行と代官の区別不詳）と町奉行があり、前者が在方（10組＝牟婁・田辺・秋津・三栖・富田・朝来・芳養・南部・切目・有田・名草）、後者が町方（田辺町。町名は本町・下長町・上長町・袋町・片町・紺屋町・北新町・南新町および江川）支配を担当、これに地方役人として大庄屋・庄屋（在方）、大年寄・町年寄（町方）などが実務を支える（田辺市史編さん委員会編『田辺市史』第二巻、通史編Ⅱ、田辺市、2003年、第2章第1節、第3章第1～2節、木村礎他編『藩史大事典』第5巻、近畿編、雄山閣、1989年、「田辺藩」）。
- (11) 田辺市教育委員会編『紀州田辺万代記』全18巻、清文堂、1991～4年。
- (12) 田辺市教育委員会編『紀州田辺御用留』全18巻、清文堂、1998～2002年。
- (13) 田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳』全22巻、清文堂、1987～91年。
- (14) 田辺市史編さん委員会編『田辺市史』第2巻、通史編Ⅱ、田辺市、2003年や『田辺市史研究』収載論文のほか、田辺同和史編さん委員会編『田辺同和史』第1巻、通史編、田辺市、2000年、『同』第3巻、史料編、1995年、『同』第4巻、年表編、2002年、柴田純『江戸のパスポート：旅の不安はどう解消されたか』吉川弘文館、2016年など。
- (15) 高野「近世日本の国家・社会と〈障害者〉」。歴史科学協議会第53回大会報告（全体テーマ「変貌する国家と個人・地域」）、『歴史評論』2020年6月号掲載予定。
- (16) 例えば〈障害者〉も含まれていたと考えられる乞食の行倒れ人数など。集中的な記載時期がある一方、かなり長い期間、全く乞食行倒れ記載が見えないということもある。これは実状を反映しているというより、記者の恣意、選択などによろう。
- (17) 文政12年（1829）10月。『大帳』第14巻、138～144頁。
- (18) 「御役人御出張」で言い渡された「仰出」。田辺当主・安藤氏は和歌山所在につき、その判断を安藤氏家臣が伝えたと考えられる。
- (19) 文政12年11月晦日。『大帳』第14巻、150頁。
- (20) 以上、文政2年（1819）11月。ちえより新庄村庄屋宛、新庄村庄屋より田所八郎左衛門宛。『万代記』第14巻、516～7頁。
- (21) 文化7年（1810）4月。新庄村肝煎清吉・同村庄屋喜七より田所彦作宛。『万代記』第12巻、130頁。
- (22) 湊村与八など宛田所八郎左衛門。享和元年（1801）3月4日。『万代記』第10巻、413頁。
- (23) 文化10年（1813）3月。『万代記』第12巻、440～2頁。
- (24) 「癩」は胸部または腹部におこる一種のけいれん痛。仙気。仙痛などとも（日本国語大辞典）。
- (25) 人身中に生じる虫が原因と考えられていた疾病（「内科秘録 九」蟲病『古事類苑（普及版）方技部』、吉川弘文館、1434頁）。
- (26) 癩癩（かんしゃく）を起こしやすい癩癩の病、ないしいびきをかく癩癩の病か（日本国語大辞典）。
- (27) 癩癩は胸、腹、腰などが急に差し込んで痛む病氣（日本方言大辞典）。
- (28) 一般に脚の病で、かっけをさすこともある（日本国語大辞典）。
- (29) 「引付」は発作性の癩癩（日本国語大辞典）、「腰引」は足が悪く歩けない人（日本方言大辞典）。ここでは腰などが差し込み発作的な癩癩で歩行が困難になる状態か。
- (30) 病人看護は家族の責務であり、放置の場合は不埒とされた。文化15年（1818）の例である。伊作田村荒光の圓吉親の兵八（88歳）は7月初めに癩病罹患し、14日に病死した。しかし、病人は「右病中部屋へ老人差置」と一人放置され、「悴圓吉妻子共看病不仕」と看病しなかった妻子は「追込」と罰せられた（「口

- 上」。田所八郎左衛門。文化15年7月。『万代記』14巻、273頁、7月27日。同)。看護しない家族の冷たい態度とみるべきか、家族にとっての看護負担(稼ぎづらいための家計困窮化)と受け取るべきかなど、暫く判断を保留する。
- (31) 厳しい生活・栄養状態は重篤な病者、障害者を再生産する背景だろう。明治初めの記録だが、和歌山藩家臣で『南紀徳川史』(1901年完成)を編纂した堀内信が、旧和歌山藩領内で徴兵検査に際する観察により、窮民といふ者は手足達者に一人前の稼をなす者に非ず、米価高直にて諸仕出しもの米価に釣り合がたく如何に働く共銘々の口過ぎやう、故、家内を養ふの力なく家内は無論相応に稼け共、老人足弱病身不具にて、板持草刈も不成、日雇にも使役し難き者也(堀内信「在郡日記 二」明治3年〔1870〕4月14日条。『南紀徳川史』第11冊、445頁)
- との認識を述べている。経済困窮者(「窮民」)は、健康で働ける者ではなく、米価をはじめ諸物価高騰で家庭経済が苦しく養育困難な老人や病身・障害者(「老人足弱病身不具」)、つまり心身不自由のために働くことが困難な者たちのことという。徴兵制という近代国家の政策遂行のなかで、〈障害〉を持つ人々が析出されたといえようか。
- (32) ただし、かかる文言は多くの願書にみられ、言葉通りには受け取れない。地域共同体は地域民の救済機能を持っていたと考えられるものの、近世期では行政請負団体に変質し(村請)の機能を強め、共同体としての救済・互助の機能の減退、ないし領主救済の代替・請負という性格が刻印される。
- (33) 高野前掲報告「近世日本の国家・社会と〈障害者〉」。
- (34) 田辺町大年寄楠本龜右衛門「奉願口上」。延享3年(1746)6月『大帳』第2巻、235頁。
- (35) 大年寄・藤木五郎兵衛「奉願口上」安永5年(1766)12月20日『紀州田辺町大帳』第5巻、309頁。
- (36) 楠本定右衛門より町御奉行所宛。文化12年(1815)6月『大帳』第10巻、312頁。
- (37) 以上、和歌山藩法令。文化5年(1808)12月「在人別之者町出離不相成品通し写」。「御用鑑」(『御坊市史』史料編I、406～8頁)。
- (38) 「口上」新庄村庄屋清三郎より田所弥三左衛門宛。宝暦3年(1753)8月。『万代記』第3巻、295頁。
- (39) 南新町・六助より南新町年寄・宇兵衛宛「奉願口上」。寛政3年(1791)4月。『大帳』第7巻、48頁。
- (40) 加藤前掲『日本盲人社会史研究』など。
- (41) 芸業(琴・三味線・針治・導引など)・医業・売卜などは、座中支配ではないとの誤解があるが検校支配であり、師匠名など改めて別帳へ記載すべきという内容の公儀触(幕府法令)が、田辺の地方記録にも載っている(文化10年〔1813〕3月。『万代記』第12巻、470頁)。
- (42) 「奉願口上」座頭組頭五十都・同座本伊勢之都より片町年寄利太夫宛。文化6年(1809)7月『大帳』第9巻、178頁。
- (43) 谷屋五兵衛より紺屋町年寄助左衛門宛。『大帳』第14巻、377頁。
- (44) 『大帳』第14巻、378頁。
- (45) 享和3年(1803)11月。江川・平蔵より江川・三人宛。「江川ハ小前多御座候故願之通」として認可。『万代記』第11巻、114頁。
- (46) 西11月「御触書」。「神農講規則」文政7年仲冬。『海南市史』4巻、史料編II近世、560～1頁。
- (47) 「奉願口上」西ノ谷村庄屋義兵衛より田所弥三左衛門宛、同より橋本定右衛門他1名宛。延享2年(1745)8月2日。『万代記』第3巻、71頁。
- (48) 上長町年寄・宗右衛門「奉願口上」。宝暦2年(1752)9月『大帳』第3巻、58頁。
- (49) 年寄・与一兵衛「奉願口上」。天明4年(1784)正月。『大帳』第6巻、106頁。
- (50) 片町年寄・利太夫より4人宛「奉願口上」。文政12年(1829)4月。『大帳』第14巻、107頁。
- (51) 北新町年寄より四人、町奉行所宛「奉願口上」。天保7年(1836)2月。『大帳』第15巻、174頁。
- (52) 伊作田下村庄屋伴兵衛より田所左衛次、同左より代官四人宛「奉願口上」。嘉永3年(1850)5月『御用留』第5巻、288頁。
- (53) 目良村庄屋安宅川孫六より田所彦作。田所より両所宛。文化9年(1812)8月。『万代記』12、376頁。
- (54) 21「諸願留帳」田辺市立図書館保管真砂家文書。『田辺市史』第7巻、史料編IV、440頁。
- (55) そのようなケースは、見聞記録にもみえる。梅毒(「湿病」)により足腰不自由で農事困難な百姓は、家族の負担を慮り、いささか歩行も出来るようになったとして家族の心配を振り切り、寺に入り勸進乞食として行方不明となった(根岸鎮衛「耳囊」巻之十、谷川健一編集代表『日本庶民生活史料集成』第16巻、三一書房、1970年、602～3頁)。かかる事例は多くあっただろう。
- (56) 明和7年(1770)6月12日『大帳』第4巻、270～1頁。
- (57) 文化6年(1809)9月、湊村庄屋次郎右衛門より田所彦作宛。『万代記』第12巻、69頁。
- (58) 朝倉無声『見世物研究』思文閣、1977年など。「耳囊」には、「甚病身にて愚に相見へ、常は人と対応は物言はしたなき程に有し」で「不断は物もろ、不申男」という他人とのコミュニケーションが十分にとれないような知的能力にもかかわらず、「狂言に懸り御舞台へ出れば、格別の気取に見へし」という程の芸能達人な人が紹介される(「耳囊」巻之一。『日

- 本庶民生活史料集成』第16巻、299頁)。
- (59) 盲人に関する「天下御触」。安永6年(1777)正月8日『大帳』第5巻、311頁。
- (60) 高野前掲報告。
- (61) 寛政3年(1791)3月30日『大帳』第7巻、46頁。
- (62) 例えば、「病身」者が「盲人」を巻き込み金銭横領の犯罪行為をなした(高橋吉之右衛門より勝手方役所宛「乍恐奉願口上」。寛政11年3月。『万代記』第10巻、151~2頁)。
- (63) 「奉願口上」湊村庄屋嘉七より田所左衛門。安政2年(1855)7月など。『御用留』第8巻、68~70頁。
- (64) 「定」口六郡・両熊野御代官より。「下江川庄屋文書」(玉置悦五郎家蔵。『川辺町史』第四巻、史料編下、550頁)。
- (65) 文政3年(1820)3月。新庄村肝煎・同庄屋。『万代記』第15巻、40頁。
- (66) 「口上」「往来一札之事」など。文化12年(1815)9月20日。元春より松平遠江守領分撰津河郡大物村庄屋・年寄宛。『万代記』第13巻、284~5頁。
- (67) 次の例もある。伊勢和歌山藩領松坂の宮代市弟子で奥熊野北山組の「盲人」(71歳)正山は「長々相煩難渋仕り」、「所々廻在二罷出」と事実上の勸進行為、いわば盲人乞食なり、田辺領伊作田下村で「ふと病気差発り歩行難出来」と歩行困難となったが、「往来一札之事」(佐渡村庄屋三郎平)および「往来一札之事」(旦那寺佐渡村長泉寺)を持っていたので、「村継送り」を願い出て認められたのが「送り状之事」(田辺領田辺組伊作田下村庄屋半兵衛)によりわかる(嘉永5年〔1852〕3月。『御用留』第10巻、356頁)。
- (68) 天保6年(1835)2月から6月。『万代記』第18巻、11、22、27~8頁。なお、駿河国益津郡城腰北新田村出身の女性(29歳)と娘(4歳)が「年来病気」「多病二而依心願御座候諸国神社仏閣拜礼仕度」と巡礼に出たものの近江国鎌掛村(宿)で病に倒れ、後に当村で嫁ぐ(娘ともの縁付き)事例がある(青柳周一「街道と宿駅」『近江日野の歴史』三「近世篇」2013年、第3章第4節、473~6頁)。4歳の子連れ巡礼は、病気治癒の心願というより、むしろ出身村からの「厄介払い」として追出された可能性もあると指摘されるが、いずれにしても、長年の何らかの疾病が出村・巡礼の契機であろう。ただしこの母子は倒れた村で受け入れられ、第二の人生を送ったといえよう。
- (69) 明和8年(1771)2月11日。『万代記』第5巻、17頁。
- (70) 正徳2年3月「口上」中万呂村三助兄2名より庄屋・肝煎宛。「口上」同村肝煎・庄屋より真砂新介宛、同年同月。『田辺市史』第7巻、資料編Ⅳ、403~4頁。
- (71) 享保8年(1723)2月5日。『万代記』第2巻、355頁。
- (72) 天明8年(1788)6月8日『大帳』第6巻、297頁。
- (73) 安永4年(1775)6月10~11日『大帳』第5巻、196頁。
- (74) 南新町年寄・平兵衛「口上」。享和元年(1801)2月20日『大帳』第8巻、52頁。
- (75) 元禄2年(1689)6月7日『大帳』第1巻、74頁。
- (76) 元禄8年(1695)3月27日『大帳』第1巻、99~100頁。
- (77) 寛保2年(1742)3月28日『大帳』第2巻、235頁。
- (78) 塩崎六郎左衛門より田屋平次宛書状。天明4年(1784)4月15日『大帳』第6巻、120頁。
- (79) 「口上」番野又玄。享和3年(1803)12月25日。『大帳』第8巻、190頁。
- (80) 「口書」。文化11年(1814)5月。秋津川下村さよ夫・美佐吉。『万代記』第13巻、82頁。
- (81) 惣代・兵左衛門「口上」。宝暦元年(1751)6月13日『大帳』第3巻、14~5頁。
- (82) 天明2年(1782)7月20日『大帳』第6巻、54頁。
- (83) 「口上」四人より町御奉行宛。文化2年(1805)正月19日。『大帳』第8巻、249頁。
- (84) 文化6年(1809)9月25日。田所彦作。『万代記』第12巻、67~8頁。
- (85) 例えば、天明8年(1788)5月、片町では「兼而此辺廻り候候」という「十歳計之乞食」が「病死」している(天明8年〔1788〕5月21日『大帳』第6巻、295頁)。
- (86) 明和3年(1766)11月。『万代記』第4巻、362頁。
- (87) 拙稿前掲「近世仏教説話にみる〈障害〉」、同「近世辞書『俚言集覧』にみえる〈障害〉表現」など参照。
- (88) 寛政11年(1799)正月13日。『万代記』第10巻、122頁。
- (89) 享保4年(1719)9月17日。『万代記』第2巻、271~2頁。

〔追記〕

本稿をベースに、「近世・近代の日本における「行き倒れ」とその救済の歴史的特質の究明」研究会(代表者・藤本清二郎氏の科研グループ)において、交流の意味で報告した(2020年2月15日、部落問題研究所〈京都市〉)。有益なご指摘を頂戴した参加者に深謝する。それらをいかすことはできなかったが、後日に期したい。

〔付記〕

本稿はJSPS 科研費JP19H00540の助成を受けたものである。また本稿は、障害史研究に資する目的でなしたものであることを明記しておく。